

○保護取扱規程

昭和 35 年 11 月 19 日

警察本部訓令第 17 号

警 察 本 部 長

保護取扱規程を次のように定める。

## 保護取扱規程

### 第1章 総則

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要するものであるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもつてし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長は保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課の長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人、その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引き継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、総括管理者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代つてその職務を行うものとする。

### 第2章 保護

(保護の着手及び必要な措置)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあつた者が保護を要する者であると認めた場合は、警職法その他法令の規定に基づき保護するものとする。この場合、保護している時間については、必要最小限となるよう努めるものとする。

2 警察官は、前項の規定により保護した場合は、保護された者（以下「被保護者」という。）について、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 被保護者の病気の有無、負傷の状況、酔いの程度等について観察すること。
- (2) 被保護者の住所、氏名等をできるだけ速やかに確認し、その者の家族等に通知するとともに、早期に引き渡すように努めること。

3 警察官は、前項に規定する措置をとった場合で、被保護者について、観察により異常を認められた場合又は速やかに家族等に引き渡すことができない場合は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第3項の報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、病気及び負傷の状況、酔いの程度、その他周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適切と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
- (2) 泥酔者又は酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 警察署、交番又は駐在所（やむを得ない事情がある場合は保護室）
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合は保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するとともに、適切な搬送手段を取るものとする。

(監視の徹底)

第6条 保護主任者は、被保護者を保護室等警察施設において保護する場合は、監視員を指定して被保護者の動静を監視し、被保護者の容態の急変等不測の事態に対処するものとする。

2 保護主任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により被保護者の動静を監視するものとする。

- (1) 自傷のおそれが極めて高い被保護者を保護室に収容した場合 保護解除まで対面監視とする。

(2) (1)以外の被保護者を保護室に収容した場合 原則として対面監視とし、収容後2時間を経過した後に保護主任者が被保護者の状態を確認した上で、対面監視を継続する必要がないと判断した場合に限り、1時間おきの見回り監視とすることができる。

(3) 被保護者を事務室等に保護した場合 原則として対面監視とし、被保護者の立去り、自傷行為等の不測の事態に直ちに対応できると保護主任者が判断した場合に限り、1時間おきの見回り監視とすることができる。

3 保護主任者は、被保護者の動静、異常等を発見した場合の措置を明らかにし、事故の防止を図るため、被保護者動静等確認票（別記様式第1号）を作成し、警察署長に報告するものとする。

4 監視員は、被保護者の動静、異常を発見した場合の措置等について、被保護者動静等確認票に記載するものとする。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができるものとする。

(事故の防止)

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

(危害防止の措置)

第9条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規則法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

(危険物等の保管)

第10条 警察官は、被保護者が、凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において第8条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、必要な限度で、当該危険物を保管することができる。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者については、その承諾を得て行わなければならない。

2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて努めて保管するようにしなければならない。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置いて行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係るカードに記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

（危害予防の特別措置）

第11条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう、掛けがね等を使用することができるものとする。

（異常を発見した場合の措置）

第12条 警察官は、保護室等警察施設において被保護者を保護中、当該被保護者の異常を発見したときは、病院等医療機関への輸送その他応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは警察署長は、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措

置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて合理的に判断して、正常な判断力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときもまた同様とするものとする。

- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他重大な事故があるときは、警察署長は、その状況を直ちに保護業務に関する特異事案の速報書（別記様式第2号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知しなければならない。

（関係機関への引継）

第13条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置しなければならない。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委託を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、第1号に掲げる場合であつても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

### 第3章 保護室

（保護室の設置）

第14条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

- 2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

（保護室に関する特別措置）

第15条 警察署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができる。ただし、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者については、留置施設内の室（留置室を除く。以下同じ。）を保護室に代用することができるものとする。

- 2 留置施設内の室を保護室に代用して被保護者を収容している間は、留置主任官（埼玉県警察被留置者に関する細則（平成19年埼玉県警察本部訓令第25号。以下「留置細則」という。）

第7条に規定する留置主任官をいう。)が被保護者の給与その他被保護者の保護について、その責に任ずるものとし、第6条に規定する保護に当たる警察官には、看守勤務員(留置細則第12条に規定する看守勤務員をいう。)を充てるものとする。この場合においては、保護主任者は、当該被保護者に係る保護カード(第20条に規定する保護カードをいう。)を留置主任官に引き継ぐものとする。

(保護室に関する留意事項)

第16条 警察署長は保護室の管理については、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 道路その他外部から見通すことができないように考慮すること。
- (2) 通風、採気、採光に留意すること。
- (3) 保護室内は常に清潔に保つこと。
- (4) 保護室には、鉄棒、木片、ひも類その他の凶器等、自他の危害の用に供するおそれのある物を置かないこと。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第17条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護承認許可請求書(別記様式第3号)によつて保護主任者が警察署長の指揮を受けた上行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項又は、酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、被保護者通報(別記様式第4号)により毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について、警察署長が行うものとする。

(精神保健福祉法関係の通報と申請)

第19条 精神保健福祉法第23条第1項又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、精神障害者通報(別記様式第5号)によつて警察署長が行うものとする。

2 警察官は、精神保健福祉法第22条の規定による精神障害者又はその疑いのある者を知ったときは、精神障害者診察保護申請(別記様式第6号)によつて、精神保健指定医の診察及び必要な保護措置を保健所長を経由して県知事宛て申請するものとする。

- 3 第1項の通報、第2項の申請を行ったときはその控を取扱った警察署に保管しておき、事後における保護に資するものとする。

## 第5章 雑則

(保護カード)

第20条 警察官は、第4条第1項の規定により保護した場合は、被保護者の住所、氏名、保護時の状況その他必要事項を埼玉県警察情報管理システムによる保護管理業務により、速やかに登録するものとする。

- 2 警察官は、前項の規定により登録を行った場合は、速やかに保護カード（別記様式第7号）を出力し、同カードに追加事項を記載の上、保護主任者に引き継がなければならない。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置)

第21条 被保護者が少年であつて、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号に規定する非行少年又は同条第7号に規定する不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行うものとする。

- 2 被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

- 3 被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなつた場合においては、当該被保護者が少年であつて、第13条第3号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとつた場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮しなければならない。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第22条 被保護者が罪を犯したものであること、又は少年警察活動規則第2条第4号に規定する触法少年又は同条第5号に規定するぐ犯少年であることが判明するに至つた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。

(前渡資金食料品支給による被保護者に対する食事の提供)

第23条 第4条の規定により保護した被保護者に対し、食事の提供が必要であると認めたときは、自費での購入を申し出た場合を除き、1食当たり500円を限度とし、原則として前渡資金食料品支給（埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第54条第1号に基づき前渡される経費で購入する食料品を支給することをいう。）により食事を提供するものとする。

2 前項の規定により、食事の提供が必要であると認めた場合には、前渡資金食料品支給責任者が、前渡資金請求書（別記様式第8号）により、資金前渡担当者に対し、事前に前渡資金を請求するものとする。

3 警察署長は、前項の前渡資金食料品支給責任者に保護主任者を、資金前渡担当者に警察署の会計課長（会計課長が配置されていないときは会計係長）を充てるものとする。

## 第6章 児童の一時保護

（児童の一時保護等）

第24条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間である、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔であるなどやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号に係る者を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (5) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
- (6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
- (7) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項及び第90条第5項の規定により、少年院に在院者を連れ戻す場合
- (8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び第79条第5項の規定により、少年鑑別所に在所者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条、第6条、第8条から第12条まで及び第20条の規定を準用するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和35年12月1日から実施する。

(訓達の廃止)

2 本規程の施行にともない、昭和26年6月25日防統発第376号精神障害者等の取扱についての訓達は、これを廃止する。

附 則 (昭和36年7月28日警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和36年8月1日から実施する。

附 則 (昭和38年7月1日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則 (昭和52年11月22日警察本部訓令第17号)

この訓令は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月30日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月17日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則 (平成4年9月5日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成4年9月6日から施行する。

附 則 (平成6年10月28日警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月13日警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成7年11月13日から施行する。

附 則 (平成8年9月12日警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成8年9月12日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 30 日警察本部訓令第 19 号）

この訓令は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 31 日警察本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日警察本部訓令第 42 号）

この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 6 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 15 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 15 日警察本部訓令第 47 号）

この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 21 日警察本部訓令第 54 号）

この訓令は、平成 18 年 12 月 23 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 28 日警察本部訓令第 24 号）

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 22 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 20 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 17 日警察本部訓令第 21 号）

この訓令は、平成 20 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日警察本部訓令第 22 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 27 日警察本部訓令第 38 号）

この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 9 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 5 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 30 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 12 日警察本部訓令第 3 号）

1 この訓令は、令和 3 年 2 月 12 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に存在するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日警察本部訓令第 14 号）

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 12 月 23 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 24 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

**【様式別表省略】**